

## 令和4年第4回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月28日(木) 午後1時30分～午後2時40分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 501会議室
- 3 出席委員等

教育長	玉川 良雄
委員	江口 雄二
委員	篠原 照男
委員	白木 正博
委員	林 哲人
委員	木佐谷 真理子
- 4 会議に出席した事務局職員

教育部長	河村 貴子
教育次長	今谷 昌博
学校教育課長	藤田 康伸
学校給食課長	小林 政幸
生涯学習振興課長	引頭 康行
図書館長	長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 江口 雄二 篠原 照男
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
  - (1) 議案第8号 下松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
  - (2) 議案第9号 下松市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則について
  - (3) 議案第10号 下松市教育委員会訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する規程を廃止する訓令について
  - (4) 議案第11号 下松市教育委員会要綱に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱を廃止する要綱について
  - (5) 報告第9号 下松市学習者用端末等貸付要綱について
  - (6) 報告第10号 下松市家庭学習用モバイルWi-Fiルータ貸出要綱について
  - (7) 報告第11号 下松市外国語指導助手任用要綱の一部を改正する要綱について
  - (8) 報告第12号 下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について
  - (9) 報告第13号 下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱について
  - (10) 報告第14号 下松市学校施設長寿命化計画の一部改訂について

- (11) 報告第15号 令和4年度下松市教育委員会職員の人事発令について  
(12) 報告第16号 令和4年度下松市教育委員会の組織目標について

## 9 会議の付議の顛末

○**教育長** 改めまして皆さん、こんにちは。ただいまより第4回目の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員ですが、江口委員、篠原委員、お願いいたします。

議事に入る前に、新しい年度に入りまして、人事異動により新しい事務局職員が入りましたので、自己紹介をしてもらいたいと思います。

それでは、学校教育課長のほうからお願いします。

○**学校教育課長** では、失礼します。学校教育課長を拝命いたしました藤田康伸と申します。

2年前には課長補佐でお世話になりまして、再び下松に帰ってこれたことを大変うれしく思っております。よろしくお願いします。

○**教育長** それでは、小林学校給食課長、お願いします。

○**学校給食課長** このたびの異動で学校給食課長を拝命になりました小林と申します。どうぞよろしくお願いします。

○**教育長** よろしくお願ひいたします。

新しい事務局体制で本年度スタートいたしますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、議事のほうに入りたいと思います。

本日は12ほど議題がございまして、同じような議題につきましては一括で審議をしていただければと思っております。

### (1) 議案第8号 下松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

○**教育長** それでは、最初の議題です。議案第8号、下松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、担当のほうで説明をお願いいたします。今谷教育次長。

○**教育次長** 議題第8号、下松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてご説明します。資料1ページからとなります。

このたびの一部改正は、令和3年度から押印の義務づけを廃止したことに伴い、関係様式の改正を行うものです。具体的には、3ページからの様式となります。第4号様式の時間外公印使用簿と、次のページ、第5号様式の携帯用公印貸出簿について、様式中の使用者・持ち出し者が押印する欄を削除しております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○**教育長** それでは審議したいと思います。質問・意見等ある方は挙手してください。白木委員。

○**委員** 公布の日から施行するとなっていますが、いつ公布されたのですか。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** これは議案でございますので、公布は今からになります。議決でもって後に公布となります。

○**委員** そしたら、5ページの規則のほうは5月1日からになっていますね。この議案は5月1日から。こっちも今の分も規則ですが。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** 次の議案で説明はするようになるのですけれども、このたびの第8号の規則改正が最後になります。それで次につながっていくのですが、第9号以降の規則等について特例を廃止するようになります。ですから、5月1日よりも前に公布する形になります。

○**委員** 分かりました。

○**教育長** そのほかございますか。質疑はないようですので、本案につきまして異議がある方はいらっしゃいますか。それでは、意義なしということで、可決としたいと思います。

(2) **議案第9号** 下松市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則について

(3) **議案第10号** 下松市教育委員会訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する規程を廃止する訓令について

(4) **議案第11号** 下松市教育委員会要綱に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱を廃止する要綱について

○**教育長** 続きまして、議案第9号から議案第11号につきまして一括して審議したいと思います。審議することにつきましてよろしいでしょうか。それでは、一括審議したいと思います。

議案第9号、下松市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則について、議案第10号、下松市教育委員会訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する規程を廃止する訓令について、議案第11号、下松市教育委員会要綱に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱を廃止する要綱についてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。今谷次長。

○**教育次長** 議案第9号、下松市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則について、議案第10号、下松市教育委員会訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する規程を廃止する訓令について、議案第11号、下松市教育委員会要綱に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱を廃止する要綱について、一括してご説

明します。

資料が5ページから7ページとなります。

このたびの規則、訓令及び要綱は、行政手続における押印等の見直しについて、関係する全ての例規整備が完了したことから、特例に関する規則等を廃止するものであります。見直しを行いました例規の数ですけれども、規則のほうが、先ほどの下松教育委員会公印規則を含めて7つ、訓令は1、要綱が5となります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

**○教育長** それでは、3つの議案につきまして説明がありました。質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、異議がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。では、全員異議なしということで、可決といたします。

#### **(5) 報告第9号 下松市学習者用端末等貸付要綱について**

#### **(6) 報告第10号 下松市家庭学習用モバイルWi-Fiルータ貸出要綱について**

**○教育長** それでは、続きまして、報告の第9号及び報告の第10号につきましては内容がリンクしておりますので、一括して報告をさせていただきます。

一括報告につきましてよろしいでしょうか、異議なしということで、それでは一括で報告をさせていただきます。

担当者のほうで説明をお願いいたします。今谷次長。

**○教育次長** 報告第9号、下松市学習者用端末等貸付要綱について、報告第10号、下松市家庭学習用モバイルWi-Fiルータ貸出要綱について、一括してご報告いたします。

資料8ページから20ページまでとなります。

これらの要綱は、今年度からタブレット端末を持ち帰っての家庭学習を本格的に始めるに当たり、必要事項を定めたものであります。

学習者用タブレット端末につきましては、児童生徒から、11ページに記載の第1号様式、下松市学習者用端末等貸付物品借用書を提出していただき、小学校または中学校卒業2週間前までの期間内で校長の指定する日までタブレット一式を貸し付けることとなります。

モバイルWi-Fiルータにつきましては、家庭にインターネット環境のない児童生徒を対象とし、18ページに記載の第1号様式、下松市家庭学習用モバイルWi-Fiルータ貸出申請書及び誓約書により申込み頂きます。貸出期間は、許可した日から3学期末まで、3月31日までの期間内とし、貸出期間中に家庭にインターネット環境が整えば、ルータを返却していただくこととなります。

報告は以上です。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、質問あるいはご意見がありましたらお願いいたし

ます。白木委員。

○委員 いくつかお聞きしたいのですが、5条に必要と認める場合はとあります。学校の校長が必要と認める場合、この必要と認める場合というのは、どういう場合を言うのかという、文言として基準があるかどうかということと、7条に、卒業認定日から2週間の日までということ、これは年をまたがって貸し出すということもあるということですか。その2つをお聞きします。

○教育長 今谷次長。

○教育次長 必要と認める場合はということにつきましては、学校の児童生徒である限り通常認めるということであります。

○委員 例えば、住民税非課税の世帯とか、そういう条件はないということですか。

○教育次長 これはタブレット端末でございますので、1人1台必ずお貸しするものです。特例的に言えば、事情があつて学校に通学していないお子さんもいらっしゃるのですが、直接タブレットをお渡しできない場合もありますが、基本的には持ち帰って家庭でも学習できるように今考えています。

○委員 そうしたら、ほとんど全ての人を対象になるということですね。

○教育次長 小中学校に通われる児童生徒については全員が対象となります。

○委員 全員が対象で、現実に持ち帰る人がほとんどですね。わざわざ家庭で買うという人はいないということですね。

○教育次長 家庭で買われる方はいないというふうに考えております。授業で使うタブレットという意味においては、個人的に買うということはないと思います。

○委員 分かりました。

○教育次長 それと、もう1点の、これは一応小学生である間、中学生である間は、一度この申請書を出していただいたら、卒業するまではお貸しするような仕組みにしております。

○教育長 よろしいですか。そのほかございますか。江口委員。

○委員 タブレットですが、タブレットを自分で今持っている、例えば自分で持っているタブレットは使ってはいけないのですか。だから、あくまでも借りるものしか使ってはいけないということですか。

○教育長 今谷次長。

○教育次長 授業でいろいろなソフトを今でも常に使っています。そのアカウントというか、ライセンスの関係がございますので、個人的なタブレットを授業で使うということはありませんと考えています。

○委員 ということは、全員が借りるということですね、条件として。

○教育次長 そうなります。

○委員 それともう1つ、タブレットのWi-Fi環境、ルータのない家庭、これは何%ぐらいありますか。

○教育長 今谷次長。

○**教育次長** すみません。パーセンテージでは今、手元ないのですけれども、一応、昨年度、持ち帰りのテストを行ってインターネット接続のテストを行ったのですが、結果、全体で200台貸出しをしております。ですので、今、大体人数が、年度のずれがありますが、4,500人ぐらいいますから、そのうちの200人ということです。

○**教育長** よろしいですか。

○**委員** 貸し出したWi-Fiルータというのは何でも使えるルータだから、学校の授業以外に使えることもあるということですよ、変な話ですけど。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** 18ページの様式を見ていただいたら分かるのですが、基本的には教育委員会から貸与されるタブレット端末以外は接続せず、家庭学習以外の目的では使用しませんということを誓約した上でお貸しいたします。

○**委員** そうでしょうね、分かりました。

○**教育長** 林委員。

○**委員** 昨年度末に、学校に来られない子、不登校の子の会議があつて行ったのですが、そのときに、タブレットを持って帰って、結構ユーチューブだとかゲームだとか、そちらのほうで遊んでいる、学校に来ない子に関しては、そういうのがあるということをちょっと聞いたのですが、それは、少なくとも今回のこの貸付条件を満たしていないというときには、取り上げるという言い方はおかしいですが、貸すことができないということになるのですか。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** あくまでもこれは家庭にインターネット環境がない児童生徒が対象になりますので、そういった使い方をもしされていたらということではありますが、一応今考えているのは、一月に4ギガまでのギガ数でもって契約をしようと思っておりますので、そういった今の事例のような使い方をすると恐らくギガがすぐなくなりますから、ギガがなくなった時点でかなりのスピードが遅くなりますので、家庭学習どころじゃないような状況になりますから、どういうふうにするか。

だからといって、追加してギガを増やすというような契約の形が取れるものではありませんので、そういった使い方をしないように前もって、事前の説明というところはする必要がありますかとは思いますが。

○**委員** ありがとうございます。

○**教育長** 白木委員。

○**委員** これは、経費はどのくらいかかるのですか。予算を見れば分かるのですが。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** すみません。予算がすぐに出てこないのですけれども、今、4ギガで契約いたします。ルータ1台当たりが大体700円プラス消費税とユニバーサル料というのが、かかるようになります。

○委員 だから、月に4ギガ700円×台数ということですね。

○委員 分かりました。

○教育長 そのほかございますか。それでは、報告第9号、10号につきまして、ご承認のほどよろしく願いいたします。

#### (7) 報告第11号 下松市外国語指導助手任用要綱の一部を改正する要綱について

○教育長 続きまして、報告第11号、下松市外国語指導助手任用要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。藤田学校教育課長。

○学校教育課長 報告第11号、下松市外国語指導助手任用要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。

ページ数は、これは資料が23ページになります。ページ数がずれているようです。

それでは、ご説明いたします。

○教育長 今、11号を先にやりますので23ページをお開きください。

○学校教育課長 これは、人事院規則の改正に伴い、英語指導助手の特別休暇、育児休業及び部分休業について要綱を改めるものです。

主な改正点としましては、休暇が新設されたことで、不妊治療のための休暇や配偶者出産休暇、それから、配偶者育児のための休暇、妊娠疾病休暇及び妊娠婦の休息・捕食のための休暇、また、3歳に達するまでの子供の養育のための部分休業、こういったものが新設されたものになります。

また、給与面につきましては、産前産後の休暇が有休というふうになっております。

たくさん条項がありますが、主にそういったところが変更点となっております。

説明のほうは以上です。ご審議のほうよろしく願いいたします。

○教育長 それでは、質問のある方はお願いいたします。白木委員。

○委員 指導助手の方がこうやって休み取られたら、代替えでまた臨時を雇用しないといけないということですね。

○教育長 藤田学校教育課長。

○学校教育課長 休みの期間にもあるのですけれども、今ご説明した期間については短い期間になりますので、代替えということはないです。

○教育長 そのほかございませんか。ないようですので、ご了承よろしく願いいたします。

## (8) 報告第12号 下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** 続きまして、前のほうに戻りますが、報告の第12号、下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。藤田学校教育課長。

○**学校教育課長** ページ数が21ページになります。報告第12号、下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明します。

これは、下松市特別支援教育就学奨励費の交付方法を、市から直接保護者の預金口座へ振り込む方法に変更するため要綱を改めるものです。

詳しく説明しますと、以前は、市から学校長の口座に振り込み、学校は奨励金を保護者へ現金で交付をしていました。学校では、その対応のために銀行での複数回の両替や授受のための保護者との時間外の対応、学校での現金保管の必要等が生じておりました。そうした状況により学校からの要望があつて、市からの直接振込に変更するために要綱の一部を改正するものです。

なお、文科省の令和3年度特別支援教育就学奨励費負担等に係る事務処理資料というのがあるのですが、それには、支給については校長からの依頼により市の長から振込できるという文言が記載されております。

説明は以上です。

○**教育長** それでは、質疑に入ります。質問のある方はよろしくをお願いいたします。白木委員。

○**委員** 第8条のただし書きがあるのですけれども、これは、結局払わない人については、校長から払うように促すということですか。

○**教育長** 藤田学校教育課長。

○**学校教育課長** 恐らくそのような形になると思います。

○**教育長** 林委員。

○**委員** 同じ8条なのですが、学用品費等と、この等の部分というのは、あと、学用品以外だと、例えば修学旅行とか、修学旅行費は別なのですか。これは特別支援教育。

○**教育長** 藤田学校教育課長。

○**学校教育課長** 学用品等となっておりますので、学校の中で使われているようなものになると思います。修学旅行がどうであるかが確認できていませんが、今、おっしゃられた特別支援教育に関して、その中で必要と申請された方が一応申請してのものになります。

以上です。

○**教育長** よろしいですか。そのほかございますか。ご意見ないようですので、ご了承していただけたらと思います。



(9) 報告第13号 下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** 続きまして、報告第13号、下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。小林学校給食課長。

○**学校給食課長** ページは27ページになります。報告第13号、下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱について報告いたします。

このたびの改正内容につきましては、学校給食費から減額する牛乳の単価を現状に併せて見直し、規定の整備を行うものです。

内容につきましては、小学校及び中学校の牛乳の単価を52円から54円に、現状に併せて減額、牛乳単価の見直しを行います。

内容については以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○**教育長** それでは、質問のある方はお願いいたします。木佐谷委員。

○**委員** この値上がりというのは、瓶からパックになったからですか。

○**教育長** 小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 瓶からパックというところの要因ではなくて、牛乳のそのものの値上がりによって原価の金額のほうを増額している形になっております。以上です。

○**教育長** 篠原委員。

○**委員** 学校給食費から減額するという意味がよく分からないのですけれど、これは、例えば牛乳を何か理由があって飲まなかった人が、その分だけ安くしますよという意味なのですか。

○**教育長** 小林学校給食課長。

○**学校給食課長** そのとおりでございます。例えば、食物アレルギー等のため、牛乳を飲まない場合は、この単価をもって減額する形になっております。

以上でございます。

○**教育長** よろしいですか。江口委員。

○**委員** 今、値上げが続いていますよね、例えば小麦とか、あと燃料費も、ガスとか、それからガソリンも上がっていますよね。こういった面で給食費の値上げというのは考えられますか。

○**教育長** 小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 確かに今、原材料の値上げとか、そういったところを各種報道もなされているところではございますが、今の値上げの報道等もございますが、今現在、直接、給食費のほうに反映するところまでは今、行っていないというふうにこちらのほうも理解しております。今後の原材料の価格整理というのは考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○**教育長** そのほか。白木委員。

○**委員** これは市が直接やるから、消費税はかかっていないということですか。逆に、以前の給食は、市が直接経理していなかった場合には消費税がかかるのですか、その辺は。

○**教育長** 小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 以前から含まれている形の金額になっています。

○**委員** 市は買う際に消費税はかかるのはかかるのですね。分かりました。

○**教育長** そのほか。よろしいですか。ありがとうございます。報告第13号につきまして審議を終了したいと思います。

#### (10) 報告第14号 下松市学校施設長寿命化計画の一部改訂について

○**教育長** 続きまして、報告第14号、下松市学校施設長寿命化計画の一部改訂についてを議題といたします。

今谷教育次長。

○**教育次長** 報告第14号、下松市学校施設長寿命化計画の一部改訂についてご報告いたします。

資料28ページからです。

なお、29ページの印刷がちょっと薄かったものですから、同じものを今日、机上に配付させていただいております。

長寿命化計画の第1期実施計画について一部改定を行いました。資料の30ページをご覧ください。主な変更点を表の下に記載していますが、順番を変えて説明させていただきます。

丸ポチの2つ目、豊井小学校でございます。表の豊井小学校の欄をご覧ください。令和5年度の本館トイレ改修、それと令和8年度の屋内運動場トイレ改修について、工事の規模から第1校舎の改修と同時期に行えると判断しましたので、令和4年度に前倒ししております。

また、第1校舎改修については、授業に支障が生じないよう夏休み期間の工事とするため、令和4年度と令和5年度の2か年に分けて、1階、2階のフロアごとに行うこととしております。

次に、丸の3番目です。公集小学校でございますが、令和6年度の教室等増築という計画がありましたが、こちらについては、児童数の見込みから、現時点で増築の必要がないということで削除し、また、丸ポチの4番目、末武中学校の令和4年度屋内運動場照明改修については、これも既に毎年の工事の中で数灯ずつLEDに改修しております。そういった形で、今後も数灯ずつ改修するというので、計画から外させていただきました。

その他変更した工事については、学校の状況とか工事の規模を勘案し、年度を後ろのほうにずらすという調整をしております。

報告は以上となります。

○**教育長** それでは審議したいと思います。質問のある方は手を挙げてください。白木委員。

○**委員** この長寿命化計画というのは、一般工事とは別扱いになっているのですが、だから、一般工事の上に上乗せして、この計画の予算があるということですか。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** 予算で言うと、一般工事と特別工事というのが予算で分かれていますけれども、長寿命化計画に載っている工事については、基本的には特別工事になります。先ほど申しました末武中学校のLEDの改修とかというのは、一般工事の予算を使ってやっておりましたので、この表のほうから外すことにさせていただきました。

○**委員** それともう1点、報告第14号の一部改訂ですよ。一部改訂と、その下にまた別紙のとおり改定すると書かれているので、厳密には意味は違うということですね。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** お詫びして言偏のほうの改訂に訂正させていただきたいと思います。

○**教育長** 単純な記載ミスということですね。

○**教育次長** はい。

○**教育長** そのほかございますか。ないようですので、審議を終了いたします。

#### (11) 報告第15号 令和4年度下松市教育委員会職員の人事発令について

○**教育長** それでは、報告第15号、令和4年度下松市教育委員会職員の人事発令についてを議題といたします。

担当のほうより説明をお願いいたします。河村教育部長。

○**教育部長** 報告第15号、令和4年度下松市教育委員会職員の人事発令について報告いたします。

資料31ページからご覧ください。

まず1番、課長級でございます。先ほど自己紹介もございましたけれども、学校給食課長に小林政幸さんです。福祉支援課長からの異動でございます。

2番、課長補佐級です。教育総務課の金子麻紀さん、学校給食課の神田眞詩さんが課長補佐に昇任されました。

3番、係長級です。教育総務課に藤田裕子さんが、それから、教育総務課主査の谷広史章さんは、学校教育課ICT教育推進室兼務となりました。ICT教育推進室は、本年度、組織改正により学校教育課に新設された室で、室長以下教員OBの会計年度任用職員3名と、谷広主査の計5名が学校のICT教育支援に当たることとなります。

それから、下松中央公民館主事に伊藤浩芳さん、久保公民館主事に國弘雅信さんが異動されました。

それから、4番、その他の職員でございます。学校給食課に野村浩子さん、花岡公民館主事補に瀬来久美さんが異動されました。

5番目、指導主事でございます。学校教育課長に藤田康伸さん、学校教育課主幹兼指導係長兼ICT教育推進室長に石川彰さんです。

それから、32ページになります。再任用職員です。再任用は1年更新となりますので、こちらに10人名前が上がっておりますが、新任のみご紹介いたします。末武公民館に松井淳さん、中村公民館に大崎広倫さん、それから、米川公民館に田村敏彦さんです。これで深浦公民館と笠戸公民館を除く8公民館の館長全てが再任用職員となりました。

また、下松小学校幼児ことばの教室に友清幸子さんが着任されております。

それから、7番、退職・転出等についてでございます。10人おられます。まず、退職された方ですけれども、前学校教育課長の星野朋啓さんです。周防大島町の教育長に就任されました。それから、前学校教育課課長補佐の田谷義和さんは、下関市立角倉小学校の校長として転出されております。

また、そのほかの8人の方は、それぞれ市長部局に異動されております。

なお、前中村公民館長森繁則彦さんと前末武公民館長山野井稔さんは再任用期間満了に伴うものなので人事発令はございません。

以上、このたび教育委員会から転出等をされたのが、再任用の終了の方も含めると12名、教育委員会に転入された方が12名で、転出・転入は同数となりますが、下松小学校ことばの教室はこのたび新たに1名増員となっておりますので、逆に図書館につきましては転出が1名あっただけで減員となっております。これにつきましては、経験のある会計年度任用職員1名を雇用して対応をしているところでございます。

報告は以上です。

**○教育長** 職員の人事発令について説明がありましたが、何かご意見・ご質問ございますか。よろしいですか。それでは、報告の第15号につきまして審議を終了いたします。

## (12) 報告第16号 令和4年度下松市教育委員会の組織目標について

**○教育長** 続きまして、報告第16号、令和4年度下松市教育委員会の組織目標についてに入りたいと思います。

それでは、最初に教育総務課のほうから説明をお願いいたします。今谷教育次長。

**○教育次長** 報告第16号、令和4年度下松市教育委員会の組織目標について、初めに教育総務課からご説明させていただきます。

資料34ページです。

教育総務課の令和4年度の組織目標は、教育大綱としています前期基本計画の基本施策、小中学校教育環境の充実を目標としております。目標達成に向けての施策展開について3つの事業を記載しています。

1点目、学校施設環境改善事業です。老朽施設の改修等を行い、学校施設の長寿命化及び学習環境の改善を図ってまいります。令和4年度は、学校施設長寿命化計画に基づき工事及び実施設計を行うとともに、小中学校プールの適正化について検討を進めてまいります。

2点目、ICT環境整備事業です。GIGAスクール構想の実現に向けて、引き続きICT教育の環境整備を行ってまいります。学習ソフト等デジタル教材を整備し、また、統合型校務支援システムの導入に向けた準備を進めてまいります。

3点目、その他事業ですが、スクールバスの更新、下松市奨学金制度の見直しを行うこととしております。

教育総務課の説明は以上です。

**○教育長** 1つずつ行きましょうか。先に全部説明を通してから行いましょう。

続きまして、学校教育課、お願いします。藤田学校教育課長。

**○学校教育課長** 報告第16号、ページ数は35ページになります。令和4年度学校教育課の組織目標は、学校とともにある学校教育課をテーマに、下松教育推進上の重点取組事項が5点と、職場環境の改善と課員の資質向上に係る重点取組事項を5点挙げております。

1の1にあります学校危機管理の対応については、本年度も依然新型コロナウイルス感染症対策の取組の徹底が各校の課題となっておりますが、3年目を迎え、コロナ禍でできないではなく、何ができるかに学校と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

2、働き方改革の推進につきましても、引き続き教員の働き方を見直し、授業に専念できる環境を整え、子供たちに効果的な教育活動ができるよう持続可能な教育活動、運営体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

3から5につきましては、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした学校づくりやICTの活用、人材育成を挙げてございますが、これにつきましては、下松教育の指針、これの2ページに、今年度の学校経営の基調として大きく取り上げているところです。

下松教育の指針は、今年度紙面を刷新しまして、教育目標である心豊かに生きる力を育むをより分かりやすく定義し、目的を定めた上で、知識・技能を活用しながら、現実場面の様々な問題を活用する能力と、思いやりの心や感謝する気持ちを持ち、他者と協調しながらよりよい関係を構築していこうとする人間性との両面で捉えることと示しました。

こうした内容については、本市校長会であるとか教頭会、小中学校教育研修会等でも教職員に周知してまいりたいと考えております。

また、こうした理念の実現に向けまして、各学校の学校運営協議会であるとか、今年度、本課に設置されましたICT教育推進室の取組や、下松市教育研究所との連携により、課

として組織的に推進してまいりたいと考えております。

今年度も多岐にわたる学校課題でございますが、学校とともに考え、コロナに負けず、学校教育課の働き方もまた見直しながら、ふるさとに誇りを持ち、たくましく、未来を切り拓く、心豊かな下松っ子の育成を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○教育長** 続きまして、学校給食課、お願いします。

**○学校給食課長** 学校給食課の令和4年度の組織目標につきましては、36ページでございます。

まず、安全で安心な学校給食の提供についてです。その中で安全な給食の提供といたしまして、1つ、施設整備等の計画的な管理、設備・備品等の改修や更新を本年度も行ってまいります。本年度はトレーの消毒保管庫等の更新等を行ってまいります。

中学校給食センター調理等業務につきましては、今年度、プロポーザルを行う予定としております。

給食を確実に提供するというところですが、学校給食課と小中学校給食センターの委託業者と学校と連携し、給食を確実に提供してまいりたいと考えております。

2番目、学校・家庭・地域のつながりを意識した食育の推進についてです。こちらにつきましては、まるごと！下松給食の日で、地元食材の笠戸ひらめを使った給食を提供したいというふうに考えております。

小中学校給食センターと学校との連携につきましては、小学3年生等の小学校給食センターの見学等を引き続き行ってまいりたいと思います。

中学校2年生の職場体験につきましても、昨年度は新型コロナの関係で実施できなかったところもございますが、こちらも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

小学校入学前の年長児と、その保護者を対象とした出前講座のほうにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、学校給食費の確実な運営につきましては、給食費管理システムの拡充・運用ということで、給食は食数管理を確実にいき、適正な給食費の徴収業務に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**○教育長** それでは、続きまして生涯学習振興課、お願いいたします。引頭生涯学習振興課長。

**○生涯学習振興課長** 生涯学習振興課の組織目標についてご説明いたします。

生涯学習振興課では、下松市教育行政の基本方針にありますように、生涯学習支援による学びのまちづくり、地域コミュニティーや安全安心の拠点となる公民館の建て替え、社会教育文化施設的环境整備、それから、市民と協働の仕組みの中で、生涯学習や文化活動に係る機会を提供し、多様化する市民の学習活動の支援を図ることを方針として施策を進

めてまいります。

組織目標の各項目につきましては、教育大綱に基づき設定しております。

まず、青少年の健全育成ですが、地域未来塾について、本年度は久保地区にも拡充して実施を行います。久保公民館を会場として開催の予定です。

次に、生涯学習環境の充実ですが、花岡公民館の講堂は今年度建て替えが完了する予定です。来年度からの供用開始に向け事業を進めてまいります。米川・末武公民館につきましては、基本計画の策定を目指して地元協議等を進めてまいります。

次に、生涯学習の推進については、生涯学習の機会・支援の充実として、各種講座の開催、情報発信を行うとともに、イベント等について、コロナ禍での在り方について検討をしております。

4番、文化活動の振興については、市美展の開催や吹奏楽のまちとしての取組を進め、地域文化の発展・振興を図ります。

5の歴史・伝統の保護と活用につきましては、新たに発掘された、皆さんに写真を一度お見せしましたが、埴輪、この展示を行いまして、ふるさと下松の歴史を市民の皆様に広く知っていただくように考えております。

6番の人権の尊重につきましては、各関係機関と連携を図りながら、講座の開催、人権を考える集い等を実施いたしまして、社会教育の場での人権意識を高める活動を進めてまいります。

生涯学習振興課の組織目標の説明は以上です。

**○教育長** それでは、続きまして図書館、よろしく申し上げます。長弘図書館長。

**○図書館長** 図書館の本年度の組織目標をご説明いたします。

市民に親しまれ、信頼される地域の情報拠点づくりという大きなテーマのもとに、10個の項目を挙げております。1から8までは例年どおり、例年挙げている項目です。その中の5番のところに丸新とつけておりますが、小中学校との連携事業の実施ということで、今年度、ふるさと学習支援事業を立ち上げようと思っております。

図書館では、今までいろいろなりリーフレットやデジタルアーカイブなど成果物がかなり準備してあります。充実してまいりましたので、今度はそれを使って、学校ではタブレットの整備もされておりますので、タブレットも使いながら、子供たちに下松の魅力を味わってもらいながら成長するという仕組みをつくっていききたいと思っております。

図書館、あとICT教育推進室等が連携して、子供たちへの学びの機会を創設したいと考えております。

9番、10番については、令和4年度に限っての項目です。

図書館では、今年度の6月末で、今の使っている現行の図書館システムが契約期間満了となり、今使っている日立製作所の図書館システムが流通しなくなります。そのことで、新たなシステムの導入をしないといけないところで、昨年度、プロポーザルで富士通のシステムが入るように決まっております。今準備をしているところで、その支援システムが

7月1日からなので、安定稼働をできるようにということが今、大きなテーマです。

それと、10番目ですけれども、今年度、下松市立図書館が開館70周年、それと、ちょうど、ほしらんどの中に図書館ができて10周年という節目の年になります。その節目の年に何か記念事業をして、市民と一緒に祝いしたいなということを考えておきまして、県の主催の図書館振興県民の集いというのが毎年秋になるのですが、それを引き受けることにして、そこで講演会等を企画しようと今、準備段階です。

図書館からの説明は以上です。

**○教育長** 本年度の各課の組織目標について説明がありましたが、質問がある方はお願いいたします。白木委員。

**○委員** 組織目標です。教育総務課に新たに教職員の働き方改革を推進するためという、去年はなかったと思うのですけれども、これをここにひとつ入って、学校教育課のほうにも2か所ほど働き方改革があって、下のほうの働き方改革の組織のところに時間外業務時間を削減するとか、去年は遅くとも8時までには退庁しますという項目が挙げてあったのですけれども、これが取れたというのは、達成が無理と考えたのか、それとも達成できたか。

一時的にやられたのではないと思いますけれど、その辺はどうなのですか。

それから、学校教育と教育総務のほうにわざわざ挙げたということは、本腰で取りかかろうということですか。

**○教育長** 今谷教育次長。

**○教育次長** 統合型校務支援システムというのは、国の掲げるGIGAスクール構想の中で、全自治体に導入を求めているものでございます。

今、下松市は、県のほうが主体的にやっけていただいておりますが、県内各市が参加して、どこかの社のシステムを導入しましょうというところで動き始めております。

このシステムというのが、教務系というのが成績処理とか出欠管理とかというような部分、それとか保健系というのが、健康診断、保健室来室管理とかができる業務、それから学籍系、指導要録とか、あと学校事務というようないろいろなものを統合した機能を有するシステムになっております。

これを導入することによって、校務における業務負担を軽減できるというようなメリットがございますので、それが働き方改革につながっていけばいいなというふうには考えておきまして、これを教育総務課が入れておるのは、あくまでもGIGAスクール構想の実現の一部ということでありますので、システムの導入までは教育総務課が担当するという意味合いでここに記載しております。

**○教育長** 藤田学校教育課長。

**○学校教育課長** 学校教育課のほうにつきましても、働き方改革の推進ということで2か所挙げさせていただいております。これは喫緊の課題ではあるのですが、今、ご承知のようにコロナ禍において、学校も非常に苦しんでいる状況、そういった情報がいろいろ入ってまいります。



保健所との対応も結構遅くなってきていて、学校の連絡も時間が結構遅くなる場合がございますので、いついつまでの時間というのがなかなか難しい状況であるのと、それから、今、学校教育課の中の自体の働き方改革については、会議の精選であるとかいろいろな、ICTの活用、それから、本年度についてはICT推進室ができたことによって、人員の増などによって随分と改善してきているのですが、やはり、重複しますけれど、コロナ業務といったものがまだまだ厳しい状況です。

これから学校がコロナと共に進めていこうとする中で、また新たな問題も出てきているところですので、そういったところを解決していく上では、やっぱりなかなか時間が必要であるなというふうに今、思っております。

以上でございます。

**○教育長** 学校もですけど、学校教育課は特に重労働の職場で激務です。本当に心身共に健康でないと務まらないです。

先ほど説明もありましたけれど、市のほうで集中的に今、学校教育課にかなり増員をしてもらっていますので、特に指導主事の仕事が多いのですが、その仕事はかなり軽減をされてきております。

人数から言うと、かなりのパーセンテージになるのではないかなというふうに思います。それが実質的な労働時間の削減につながっていくかどうかというところが課題ではありますが、なかなか8時までに帰ることは現実難しいです。駄目な目標を掲げても、なかなか難しいという、実現可能な目標を設定したということ。

**○委員** 結局、そういうのが知れわたってということもないのでしょうかけれど、教員の志望者が減ってきているとか、その辺を聞きますと、やっぱり、何とかしないと、先生になり手がないというようなことになっては困りますね。

教育が一番根幹です。一番大切なものです。だから、働き方改革もしっかりやってもらわないといけないと思いますよ。

**○教育長** 林委員。

**○委員** 昨年同じようなことを聞いたような気がするのですが、学校の部活動指導員という、今、ほかの県などでは、例えば土日の部活については全て外部コーチにさせるとかいう話も漏れ聞いてはいるのですが、多分これ実際に誰かやってくれる人がおられたら頼むということ、探してもなかなか実質いないのではないかと思います。

あと、部活動というのは、子供たちにとって結構大きなウエートを占めていますので、そこに先生が関わらずに、完全に部外コーチだけに、社会体育だけに任してしまうというのは、ある意味、私すごく怖いなというような気もしていますので、ほかの県とか、都会で外部コーチを探すのと、こういうところで外部コーチを探すというのは本当物すごく難しいのではないかなと思っています。

教員のOBみたいなのがなってくれば一番いいと思うのですが、なかなかそれもうまくはいかないのかなと思います。

確かに働き方改革で土日云々というのがありますが、できれば今の先生方の手で部活動を運営できるものは運営していただきたいなと私は強く思います。

以上です。

○**教育長** 今の件につきまして、要望ということでよろしいですか。

○**委員** はい、いいです。

○**教育長** そのほか。よろしいですか。熱心なご審議ありがとうございました。

本日の議題は以上でございます。

### ～ その他報告・連絡事項 ～

○**教育長** 続きまして、その他の報告ということで、各課からございましたらよろしく願いいたします。金子課長補佐。

○**教育総務課課長補佐** 次回、5月の行事予定を確認します。

資料は39ページになります。

5月は、定例会を26日木曜日に予定しております。

市内小学校の運動会、20日、21日、予定されておりますが、各学校規模縮小で予定をしております。本年度は特に来賓の案内等ございませんので、出席はありません。

引き続き、もう一つの一覧、左上をホチキスで留めている資料があります。個人情報等もございますので、取扱いに注意していただきたいと思います。1枚目は年間の計画を載せております。2枚目は、各課の連絡先を載せておりまして、3枚目は、昨年度の委員さんの情報をそのまま載せているのですが、住所等連絡先等変更がありましたら、定例会後で結構ですでお伝えいただければと思います。4枚目は、5階の座席表になります。参考にしていただければと思います。以上です。

○**教育長** そのほかございますか。ないようですので、長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回目の教育委員会定例会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

午後 2時40分終了